

上記(1)の件名ごとに、入札書に記載の単価で行う。この単位は銭の単位（1円未満2けた）まで記載してよいこととする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された各単価に当該単価（金額）の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「廃棄物処理業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記4(4)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (6) 「汚泥」、「金属くず」、「廃プラスチック類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の産業廃棄物において、札幌市長より廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による「産業廃棄物処分」の許可を受けた者であること。

なお、「廃蛍光管」及び「廃乾電池」の処分については「水銀使用製品産業廃棄物」を含む許可を受けた者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類・入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

上記 1 に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付する。

- (3) 入札参加提出書類の受領期限

上記 2 (1)の件名全て、次のとおりとする。

令和 7 年 1 月 20 日（月） 16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 提出書類については、下記 5 (4)に別途掲示。

- (4) 入札書の受領期限

上記 2 (1)の件名全て、次のとおりとする。

令和 7 年 1 月 29 日（水） 16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 本案件については、紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。

- (5) 開札の日時及び場所

上記 2 (1)の件名ごとに、次のとおりとする。

日時：件名ア 令和 7 年 1 月 30 日（木） 10 時 00 分

件名イ 令和 7 年 1 月 30 日（木） 10 時 10 分

件名ウ 令和 7 年 1 月 30 日（木） 10 時 20 分

件名エ 令和 7 年 1 月 30 日（木） 10 時 30 分

件名オ 令和 7 年 1 月 30 日（木） 10 時 40 分

場所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階

札幌市教育委員会入札室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、委託者があらかじめ示した予定数量に各契約単価を乗じて得た金額の総額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、上記 3 (6) にて入札参加資格とした内容を証明するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による「産業廃棄物処分」の許可証の写し等を添付した資格保有状況報告書を上記 4 (3) で示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、入札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する

入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札書に記載された単価のすべてが、札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ予定数量に各項目ごとの単価を乗じて得た金額の総額が最も低い者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured :

a. Disposal of industrial waste from school

(Chuo-ku・Nishi-ku)

b. Disposal of industrial waste from school

(Kita-ku・Teine-ku)

c. Disposal of industrial waste from school

(Higashi-ku・Shiroishi-ku)

d. Disposal of industrial waste from school

(Atsubetsu-ku・Toyohira-ku)

e. Disposal of industrial waste from school

(Kiyota-ku・Minami-ku)

(2) Time limit for tender: 16:00 on January 20 (Mon.), 2025

(3) Contact point for the notice: School Facilities Section,
Lifelong Learning Department, Sapporo City Board of Education,
Kita 2-jo, Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-0002 Japan.

TEL 011-211-3831

